庁議（令和８年１１月５日）結果について

１　開 催 日　令和８年１１月５日（木）
２　場　　所　庁議室
３　出 席 者　市長、今井副市長、津田副市長、教育長
　　市長室長、企画政策部長、総務部長
４　説 明 者　教育総務部長、社会教育部長、資産経営課長、職員課長
５　事 務 局　秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
　　企画政策課長、政策担当長、企画政策課主管
６　付議事項

（１）指定管理候補者の選定結果について

概要	令和８年度に指定期間が終了する２件４施設の指定管理候補者を、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式により選定した。
結果	審議の結果承認された。

（２）平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	１　改正理由 国家公務員に準じて一般職員及び特定任期付職員の給料表を改定するとともに、一般職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率並びに特別職員及び議員の期末手当の支給率の見直しを行うほか、必要な規定を整備する。 ２　改正内容 （１）給料表の改定 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定を行い、その他の職員も給料月額を引き上げる。（改定率 3.23％） （２）期末・勤勉手当の改定 ア　民間の支給状況に見合うよう 0.05 月分を引き上げ、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分する。 （一般職員 4.65 月分→4.70 月分、再任用職員 2.45 月分→2.50 月分、特定任期付職員 3.70 月分→3.75 月分、特別職員 4.40 月分→4.45 月分、議員 4.40 月分→4.45 月分） イ　令和９年度の支給割合は、６月期及び１２月期が均等になるよう配分する。 ３　改定の実施時期 （１）一般職の給料表　令和８年４月１日 （２）一般職の期末・勤勉手当、特別職及び議員の期末手当　令和８年１２月期
結果	審議の結果承認された。

（３）学校給食費の未払いに係る和解契約の締結について

概要	１　当事者　　原告　平塚市 被告　[redacted] 平塚市横内[redacted] ２　事件の概要 本市が実施する学校給食を受けた者の保護者である被告は、学校給食費を長期間滞納し、再三の催告にも応じなかったため、本市が支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがなされた。 このことにより、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第３９５条の規定により訴えの提起があったものとみなされたため、引き続き訴訟において本件学校給食費の支払を請求してきたが、令和８年９月３日に平塚簡易裁判所から和解勧試があり、令和８年１０月２９日に和解条項案が示された。 当該内容について、被告から支払に応じる意思が確認されたため和解することとしたものである。
結果	審議の結果承認された。

（４）平塚市博物館の耐震補強等大規模改修の実施について

概要	博物館は、築５１年が経過して耐震性や老朽化が課題となっていることから、建物の劣化度等調査を実施し、長寿命化を図ることができる判定結果となった。これを受け、平塚市公共施設等個別施設計画に基づき、利用者の安心安全の確保、目標耐用年数に対する残年数や劣化度等を総合的に判断して、耐震補強や設備の機能回復工事を行うものである。 併せて、エレベーター設置などバリアフリーへの対応、収蔵機能の強化、２２年間固定化している常設展示の更新、老朽化したプラネタリム投影機の更新を実施する。
結果	審議の結果承認された。

以　上